

令和4年3月

お客さま各位

杜の都信用金庫

## 令和4年福島県沖を震源とする地震にかかる 災害等に対する金融上の措置について

このたびの福島県沖を震源とする地震により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

つきましては、当分の間、被害を受けられました皆さまに、下記のとおり、対応させていただきますのでお知らせいたします。

### 記

1. 預金証書、通帳、お届けの印鑑等をなくされた方は、お支払いについて便宜扱いもいたしますので、ご相談ください。（ご本人様を確認できる資料をできる限りご持参ください。）
2. ご事情によって、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じますので、ご相談ください。また、当該預金等を担保とすることにも応じますので、ご相談ください。
3. このたびの災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と話し合いのうえお取り立てが出来ますので、ご相談ください。
4. このたびの災害時における不渡処分、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等については、配慮させていただきますので、ご相談ください。
5. 汚れた紙幣や貨幣のお引換をいたします。
6. 国債等をなくされた場合は、ご相談ください。
7. 災害による応急資金等が必要な場合はご相談ください。手続きの間便化、迅速化に努めますほか、ご融資金の返済猶予等が必要な場合についても検討させていただきますので、ご相談ください。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、ご利用についても説明させていただきますので、ご相談ください。
9. 罹災証明書が必要な手続きについても、市町村における交付状況等を勘案し、他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出などを考慮いたしますので、ご相談ください。
10. 全ての店舗におきまして、ATMコーナーを含め通常通り営業しております。

以上